

2022年合格目標 TAC公務員講座

政治学

講義ノート & V 問題集

第2回【政治学②】

体験入学用抜粋版

【 ご 案 内 】

当教材は、体験入学用の抜粋版で、**政治学の第2回講義（政治学②）**の該当範囲の内容を抜粋したものとっております。

基本講義 政治学

講義ノート目次

基本講義 政治学 第1回	3
基本講義 政治学 第2回	27
基本講義 政治学 第3回	49
基本講義 政治学 第4回	75
基本講義 政治学 第5回	103
基本講義 政治学 第6回	135
基本講義 政治学 第7回	159

※各回の巻末にミニテストを掲載しています。

講義進度表

回	項目	講義内容
1	政治学概論	1. 政治学のガイダンス 2. 政治学の基礎概念 3. 国家とイデオロギー
2	政治制度論(1)	1. 議会 2. 国会の仕組み 3. 議院内閣制 4. 大統領制
3	政治制度論(2)	1. 各国政治制度 2. 選挙制度
4	政治過程論(1)	1. 政治体制論 2. 政党の発生と機能 3. 政党システム
5	政治過程論(2)	1. 利益集団 2. マスメディアと政治 3. 政治意識と政治文化 4. 投票行動の理論
6	政治思想・理論(1)	1. 古代・中世の政治思想 2. 近代の政治思想 3. 現代の政治思想
7	政治思想・理論(2)	1. 民主主義の思想 2. 現代政治学 3. 現代政治哲学 4. 国家と権力の理論
基本演習 政治学 出題範囲：第1回～7回 出題数：24問		

『講義進度表』は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

※「政治学」に関する、より発展的な内容にも取り組んでみたい受講生の方は、「発展講義：政治科目」の政治学分野も併せて学習してみましょう。

基本講義 政治学

第2回

基本講義 政治学 第2回

◇本日の予定

- 1 議会：議会主義の歴史、国民代表、議会政治の原則、議会の類型
- 2 国会の仕組み：日本の立法過程、本会議と委員会
- 3 議院内閣制：英国の政治
- 4 大統領制：アメリカの政治

1. 講義ノートの内容について

①重要度のランク付け

講義ノートには、各論点について重要度に応じて、【A】から【C】までの記号を付してある。総じて言えば、【A】から【B】までが基本事項である。【C】レベルは、国般などでは出題があるが他の職種では出題可能性が低いなど復習の優先度が低いことを意味している。また、政治系応用でも取り扱う場合には【政治系応用】と表記している。

②重要キーワード

特に覚えておきたいキーワードについては、空欄補充及び二重線（ ）を付している。空欄補充を見逃した場合には、各回の冒頭または最終ページを参照のこと。

③その他

政治系とはとにかく見知らぬ外国人の名前が多数登場するため、慣れない者には暗記がやっかいである。暗記の一助になればと寒い駄洒落やコメントなどを付している場合もある（目印はこれ→(・3・)<主にツッコミ担当、(・∀・)<主にボケ担当)。元ネタが分からない場合などは担当講師にお気軽にお尋ね下さい。

2. 講義ノートの表記について

- ①関連事項がある場合には☞で指示。（例）☞7回は政治学第7回を参照の意。
- ②講義では詳述しないが、応用論点として役立つものは、**PowerUp**で表示。
- ③重要事項で、理解の核となる部分については**コア**で表示。

政治学第2回 空欄キーワード

- | | |
|---------|--------|
| ① E.バーク | ⑪ 間接 |
| ② 変換 | ⑫ 直接 |
| ③ アリーナ | ⑬ 3選 |
| ④ 委員会 | ⑭ 2 |
| ⑤ 政府委員 | ⑮ 人口比例 |
| ⑥ 党首討論 | ⑯ 委員会 |
| ⑦ 会期不継続 | ⑰ 変換 |
| ⑧ 全会一致 | |
| ⑨ すべて議員 | |
| ⑩ 影の内閣 | |

1 議会

1.1 議会の歴史【B】

◇ 中世の議会

13～14C の中世ヨーロッパで、近代議会の前身である 身分制議会 (等族会議) が登場した。その主要な役割は国王の課税に承認を与えることにあった。

◇ 近代の議会

18C の市民革命以降、身分制議会は近代議会へと発展した。名誉革命後のイギリスでは議会が政治の中心となり、議会は国民全体を代表する議員 (国民代表の原理) からなる立法機関として位置づけられるようになった。

◇ 議会制民主主義の確立

議会中心主義による政治は、当初「財産と教養ある市民」によって担われていたが、19C 後半に普通選挙が制度化され、大衆の政治参加が実現したことで、議会主義と民主主義が初めて接合した。

(・3・)<フランスでは、僧侶、貴族、平民といった身分の代表者から構成された三部会制。イギリスでは、高級貴族や僧侶の代表、下級貴族と市民の代表から構成された二部会制が採用。

(・3・)<議会=民主主義ではないという点に注意ということ。なんで、「議会制の民主主義」という言葉があるか考えようぜ

(・3・)<職能代表とは、職業別団体から代表を選出して議会に送る代議制度。ワイマール憲法下のドイツ、第四共和制憲法下のフランスのなどで存在。かつてのヨーロッパではわりとなじみのある制度。

1.2 国民代表の原理【B】

◇ 代表の類型

	身分代表・地域代表・職能代表	国民代表
議員の役割	部分集団の代理人 (部分利益を表出)	国民全体の代表 (全体利益の実現)

◇ ① のブリストル演説による国民代表概念

議員は「全体の一般的理性に基づいて判断」するものであり、議員は 地域単位で選ばれても、全国民の利益を実現するために行動するもの だとし、今日の国民代表の原理を提唱した。

(・3・)<バークは実際以下のように述べている。「議会は(中略)地方的目的、地方的偏見ではなく、一般的理性に由来する一般的善が支配すべきである。諸君はいかににも議員を選ぶ。しかし、諸君が議員を選び終わると議員はブリストルの議員ではなく議会の議員となるのである」と。ちょっとカッコいい啖呵を切ってるのが分かるかな。

☆過去問 (国II-18) ×

E.バークは、議員に求められるのは 自分の選挙区の選挙民の利害を代理・代弁することであると論じて「国民代表」に関する新たな概念を提起した。

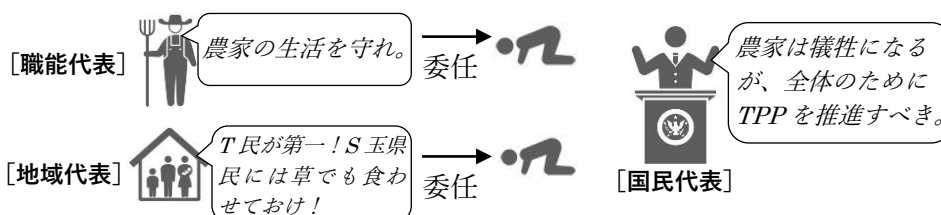
☆過去問 (都-15) ×

議会政治の原理の一つとして国民代表の原理があり、(中略) この原理はトクヴィルが著書『アメリカのデモクラシー』の中で 初めて明確に主張した。

(・3・)<受験テクニック：大げさな表現に注意！

最後の表現が「主張した」ではなく、「初めて明確に主張した」である点に注目。「主張した」だと、「トクヴィルのこの表現は『主張した』と解釈できる」など専門家や予備校からクレームが来るので、絶対に誤りの選択肢にするために「初めて明確に」という強調表現を用いている。つまり、問題文に不自然な強調表現が登場したら、誤りの可能性が高いわけ。

図表：職能代表・地域代表・国民代表



1.3 議会政治の諸原則【B】

◇ 議会政治の原則

現代の政治は議会を中心とした間接民主制が中心であるが、これが十分に機能するには、3つの原則が満たされる必要がある。

(・3・)<本文では議会が機能するための「条件」としてまとめているが、これは同時に、議会に期待されている「機能」としても捉えられる。その場合には、第4番目として「立法機能」が加えられる。

① <u>国民代表の原則</u>	議員は選出母体の指示に従うのではなく、国民全体の代表として行動する。
② <u>審議の原則</u>	議会では公開の場で十分かつ慎重な審議を行う。この審議により、政治的課題や与野党間の見解の相違が明らかになり、政策の選択肢が有権者に提示される。
③ <u>行政監督の原則</u>	行政が議会の制定した法律を忠実に実行しているかどうかを監視し、さらに行政政府の活動全般も監視する。

◇ 多数決原理

① 概要

議会制民主主義では、十分な議論の上で合意を形成することが期待されているが、議論を続けても意見の一致を見ない場合には、多数派の意見を結論とする。

(・3・)<したがって、多数決原理とは、現実の問題を解決するために、とりあえず多数派の判断に従うほかないという便宜から生まれたものである。「多数派の意見＝正しい」では全くないよな。

② 特徴

討論の過程で少数意見を多数意思に吸収し、多数派の歩み寄りで妥協を形成する。したがって、多数派と少数派との間で徹底的に討論が行われ、妥協と譲歩の可能性が検討されてはじめて、多数決原理に訴えることが可能となる。

1.4 議会主義の危機【B】

政治的・社会的条件の変化により、現代の議会政治は十分に機能していない状況が生まれており、これを「議会主義の危機」という。危機を生み出している要因には以下のようなものがある。

① <u>利益の多様化</u>	普通選挙の実現で有権者の利害関係が複雑となった結果、何が国民全体の利益であるかが不明確となり、議会の統合能力が低下した。
② <u>審議の原則の形骸化</u>	党派間の対立が固定化され、審議が政党単位で行われることが多くなり、議会での有効な妥協や譲歩の可能性が低くなった。また、議会で審議すべき議案の量が増大し、十分な討論が出来なくなった。
③ <u>行政国家化</u>	行政国家により官僚の役割が大きくなる一方で、議会の役割は相対的に低下し、行政の監督機能が十分に果たせなくなった。

☆過去問（都II-15）×

多数決原理は、少数派の存在の尊重を前提としているが、集団の構成員相互の同質性の存在まで前提とする必要はない。

(・3・)<受験テクニック：否定表現に注意！

暗記系科目の場合、もっとも単純な作問方法は「肯定文」を「否定文」に書き換えるパターン。結果、日本語として不自然な表現になる場合がある。したがって「・・・の例はない」「一切ない」など例外の存在を前提とした表現も誤りの可能性大。

(・3・)<「みんな同じタイプ」だから、数の論理で決定しても大丈夫と前提がある。「みんな同じ」でないと、マイノリティの抑圧になるので多数決での決定は本当はよくないわけ。
☞政治学第4回も参照

1.5 議会の類型

■1.5.1 一院制と二院制【B】

(・3・)<小国は一院制と思えば、だいたい合ってる。

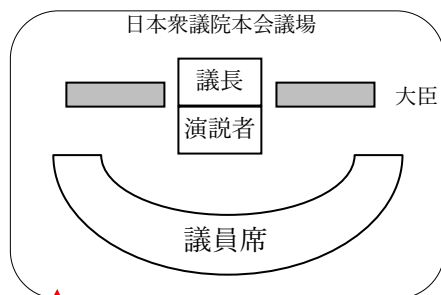
	一院制	二院制
特徴	1つの議会から構成	・下院は国民の直接選挙 ・上院は任命・選挙（直接又は間接）
主な採用国	スカンジナビア諸国（デンマーク、フィンランド・スウェーデン）、新興の小国（アフリカなど）、旧共産主義諸国（ブルガリア、チェコ、ルーマニア、ハンガリーなど）、中国、韓国など	① 貴族の代表が源流 イギリス、フランス、イタリア、ポルトガル、スペイン、日本等 ② <u>連邦制国家</u> における地域利益の代表 <u>アメリカ、ドイツ、スイス、ロシア、オランダ等</u>

■1.5.2 ポルスビーの議会類型【B】

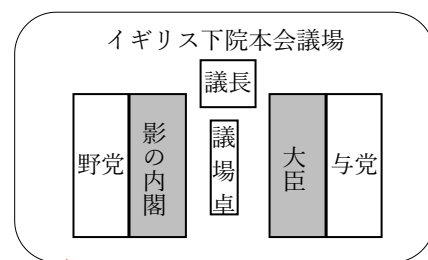
N.ポルスビーは、議会を、その立法機能の強弱により、変換型とアリーナ型の2つに分類した。

(・3・)<シェークスピアを産んだイギリスらしい感じかな。劇場（アリーナ）としての本会議。

	② 型議会 (transformative)	③ 型議会 (arena)
概要	議会は、社会の様々な要求を法律（政策）に「変換」する機能を果たしている。	与野党が争点の明らかにし、各々の政策を有権者に訴えるアリーナ（闘技場）として機能している。
事例	<u>アメリカ議会が典型。委員会中心主義</u> を採用し、委員会における活発な立法活動を行う。	<u>イギリス議会が典型。本会議中心主義</u> を採用し、本会議における与野党間の活発なディベートを行う。



(・3・)<新人は前列で野次の役割。当選回数多いほど後列。



(・3・)<実力者（主役）はフロント。一般議員（端役）はバック。演劇と同じだな。

☆過去問（国Ⅱ-23）×

N.ポルスビーは、（中略）日本の国会は英国議会と同様「変換型」の典型であるが、近年は米国流の「アリーナ型」を目指す改革が進められている。

(・3・)<日本は、戦前は英国、戦後はアメリカを参考にしたため、現在はアリーナ型と変換型のハイブリッド（比較的アリーナ型の要素が強い）。日本のどこにアリーナ型の特徴が見られるかも要チェック。

2 国会の仕組み

2.1 国会審議の概要【C】

(1) 議事日程の決定

国会に提出された法案は、提出された院の議長によって所管の委員会に付託される。議事の順序は正式には議院運営委員会（議運）が行うが、実質的には議運の前に与野党の国会対策委員会での折衝で決定。

(2) 委員会の審査

提出された法案は、これを付託された委員会で審査するのが原則である。日本は④ **中心主義**を採用しているため、法案の審査は実質的に委員会を中心に行われ、委員会での審査が法案の成否を左右する（ただし、委員会で否決されても本会議には上程される）。委員会における審査は、趣旨説明、質疑、討論、採決の順序で行われる。なお、重要法案などの場合には質疑の後に、公聴会や参考人質疑が行われる場合もある。

(3) 本会議の審議

法案は委員会で採決された後、本会議に送付される。本会議では議長の定めるスケジュールにしたがって審議が行われ、議事日程に関して問題があれば議院運営委員会で調整する。議員からの申し出があれば審議・討論が行われるが、概して形式的なものにとどまる。審議の中心は委員会であるため、本会議はほとんど儀式の場となっている。

(4) ⑤ **制度の廃止**

政府委員とは、国会の審議において国務大臣を補佐するために任命された行政政府の職員をいう。従来の委員会審議では実質的な答弁が政府委員によって行われる傾向にあり、国会審議が形骸化しているとの批判があった。そこで、1999年に制定された国会審議活性化法によって、政府委員制度は廃止され、大臣・副大臣・政務官を中心とした答弁が行われるようになった。

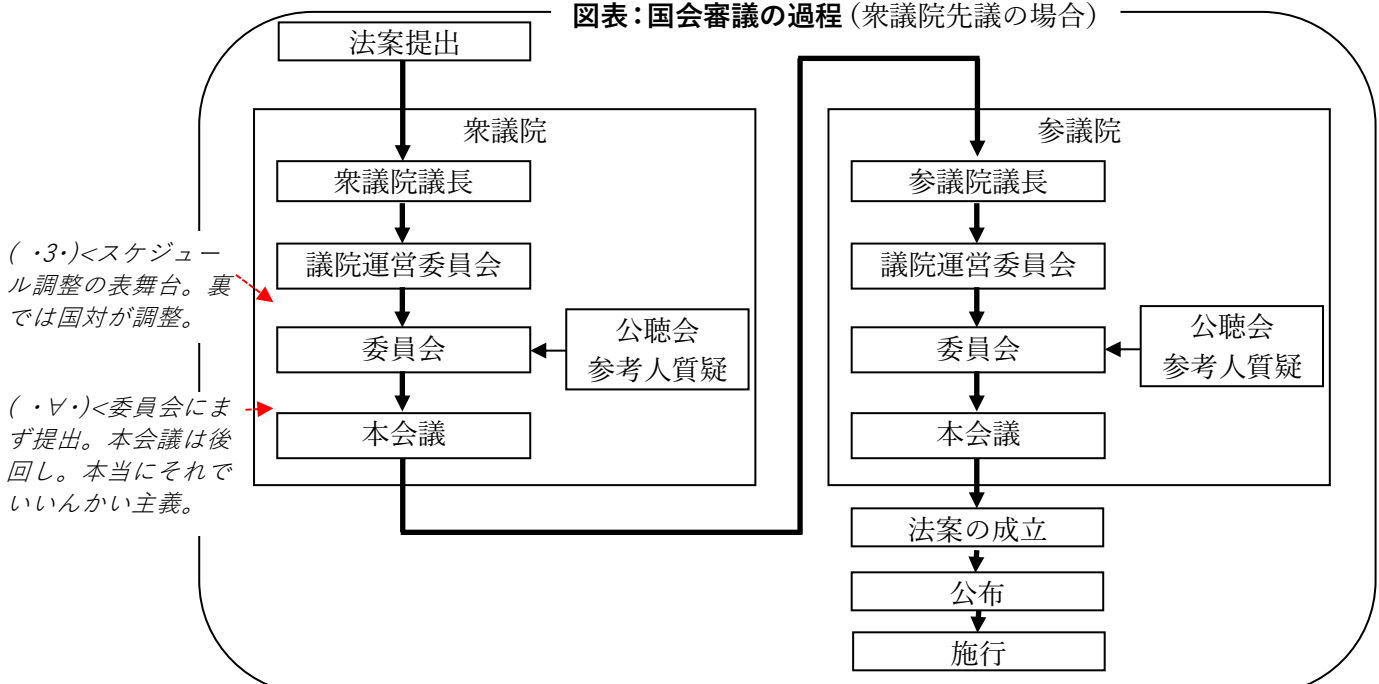
(・3・)<ただし、議運の決定があれば、委員会での審査を行う前に、本会議で趣旨説明を聴取でき、これが終わるまでは委員会の審査に入らないことも可能。この手続きは、野党による審議引き延ばしの手段として使われることがあり、俗に「つるし」と呼ばれている。

(・3・)<本会議での採決方法は、①異議なし表決（異議の発声がない場合の全会一致による決定）、②起立評決、③記名投票、④押しボタン式投票（参議院のみで使用）がある。

(・3・)<ただし、国会審議における官僚答弁が完全に否定された訳ではなく、例えば大臣が答弁するのにふさわしくない技術的な問題などについては、官僚が政府参考人として出席することが出来る。

(・3・)<政治家の論戦（プロレス）＝アリーナ型の要素！

図表：国会審議の過程（衆議院先議の場合）



2.2 国会の組織【B】

(1) 委員会と調査会

委員会は常任委員会と特別委員会の2つに分類される。また、参議院だけに存在する委員会類似の機関として調査会がある。

(・3・)<ただし、名称や所管は微妙に違うケースも。例えば、衆院では外務委員会、安全保障委員会と分かれているが、参院では外交防衛委員会の1つにまとまっている。

	概要	事例
常任委員会	種類は国会法で定められており、衆参両院にそれぞれ内容の異なる17種の常任委員会が設置されている。現状では、ほぼ各省に対応した分野別の縦割りになっている。	予算委員会 外務委員会等
特別委員会	常任委員会の所管に属しない特定の案件の審査のため各議院の議決によって設置される。特別の案件に関する国政調査を目的として調査特別委員会が設けられる例も多い。	東日本大震災復興特別委員会等
調査会	参議院だけに存在する委員会類似の機関で1986年に新設。 <u>議案の審議は行わないが</u> 、法案提出権のほか他の委員会に対する法案提出勧告権を有する。	国際経済・外交に関する調査会等

(2) 主な常任委員会

① 予算委員会

予算審議を所管する機関。ただし、実際の審議では、予算そのものよりも、政府の行政運営全般に対する質疑に重点が置かれ、肝心の予算審議に費やされる時間は限られている。

(・3・)<予算委員会は国会審議の「花形」の一つ。他の委員会と比較してテレビ中継が多く、注目度が高い。野党にとっては、政府・与党の失敗やスキャンダル追求など国民に直接アピールする格好の舞台となる。森友学園問題の証人喚問も予算委員会でやっていただ。

② 議院運営委員会

会期の決定や案件の委員会付託など議事運営に関する事項について議長の諮問に答えるなど、幅広く議事の運営に携わる機関。法案審議のスケジュールなど具体的な議事の運営に関しては、同委員会での交渉で決定される。後述するように野党の抵抗場所として重要な意味を持つ(☞2.7.2)。

③ 国家基本政策委員会

法案審議は行わず、⑥(首相対野党党首の論戦)の場を提供するために、衆参両院に設置されている機関であり、国会の常任委員会の一つ。イギリスの党首討論をモデルとしており、国会審議活性化法(1999年制定)を根拠として、2000年から導入。

(・3・)<党首同士の「プロレス」を見せるわけだから、アリーナ型の要素ね。

(3) 国対政治

国会の議事運営は、国会の正式な機関である議院運営委員会で行うことになっている。しかし、いわゆる55年体制の下では、実質的な議事運営の主導権は、各党の国会対策委員会間の協議で決定されるという状況が生まれた。このように議事運営が、政党の内部組織である国会対策委員会(国対)の間での密室の取引により決定されることは、「国対政治」と呼ばれ、国会審議の形骸化を招いていると批判されてきた。

(・3・)<そもそも、国会対策なのだから、国会の外部の組織であることは想像つくよね。名前の意味を考えると、おそらく間違いと判断できる問題は多い。

☆過去問(国Ⅱ-14)×

我が国では、内閣提出法案として国会に提出される法案に関して、国会対策委員会が各党への根回しや交渉を担当している。国会対策委員会は国会の主要な常任委員会の一つであり、国会審議が与野党の対立で行き詰った場合には、各党の国会対策委員会が状況打開のための協議を行う。

2.3 立法過程の分析

日本の国会は、官僚と与党によって事前に決定された法律案に対して承認印を押す「ラバースタンプ」(ゴム印)に過ぎないという「国会無能論」が長年主流を占めてきた。しかし、1980年代以降、国会に一定の機能を認める「国会機能論」も主張されるようになった。

■2.3.1 国会無能論【B】

◇ 概要

国会で成立する法案の大半は内閣提出法案が占めるなど、国会は「唯一の立法機関」としての役割を果たしていないと批判されてきた。実際、1947～1999年に国会に提出された法案の67.5%、成立法案の85.4%が内閣提出法案である。

◇ 批判

英や仏でも内閣提出法案が多く、成立率が高い。つまり、議院内閣制を採る国は内閣提出法案の数、成立率が高いのが一般的である。

図表：法案の成立率（1947～1999年）

内閣提出法案 (閣法)	衆議院議員提出法案 (衆法)	参議院議員提出法案 (参法)
87.5%	36%	17.1%

■2.3.2 国会機能論【C】

◇ 概要

議会の能力は立法機能だけで測れるものではなく、議会在政策に与える消極的な意味での影響力も考慮すべきである。

◇ ヴィスコシティ（粘着性）

J.ブロンデルは、議会の能力を測る指標として、法案を妨害・廃案する能力をヴィスコシティ（viscosity：粘着性）と名付けた。

◇ M.モチヅキの研究

(1) 概要

M.モチヅキ（米の政治学者）は、ヴィスコシティを日本の国会研究に適用し、野党は国会のルールを活用して、閣法の成立を妨害することで影響力を行使していると分析した。

(2) 野党が抵抗する「資源」となる国会のルール

① 会期制（⑦ の原則、年間複数会期制）①

一會期が短く、會期を越えると審議未了で廃案②

② 二院制・委員会制

野党が審議引き延ばし戦略をとる機会が多くなる。

③ ⑧ 慣行

議運理事会の決定、つまり国会審議のスケジュールについては、慣習上与野党の全会一致とされている。慣行に過ぎないが、破ると野党から徹底的な抵抗・批判を受ける。

☆過去問（税-18）×

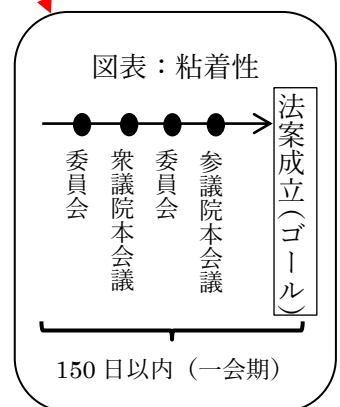
日本の国会については、議会審議の粘着性（ヴィスコシティ）を高める要因として、議院運営委員会などにおける全会一致慣行などがあるが、他方で、粘着性を低める要因として、会期不継続の原則などがあるので、総合的に見て粘着性はあまり高くないと考えられている。

①帝国議会時代の90日と比較すると150日(常会のみ)と会期日数は伸びたが、世界的には短い。アメリカや英国は実質的に1年中。ドイツ、イタリア、オランダなどは通年会期制(閉会がない)となっている。

②廃案となっても継続審議は可能。しかし、それには議院運営委員会の決定が必要であり、与野党の全会一致が必要となり、野党の抵抗に遭えば審議ができない。

(・3・)<だから「アメリカは議員立法が盛ん。それに対して「日本の議員は法案全然作成していない。マジ使えない」という批判は的はずれなわけ。

(・3・)<時間制限付きの障害物競走のようなもの。



(・3・)<不文の紳士協定に過ぎないから多数決で押し切るのは可能。しかし、破ると野党と全面対決になるので避けたいのが本音。

(・3・)<過去問のパターンは基本これ。粘着質の野党と覚えよう。邪魔するのが野党の仕事でもある。

復習用のまとめ

図表：議院内閣制の日英比較

	イギリス	日本
首相の選出	下院の第一党党首が慣例で首相に	国会で指名選挙 (第一党党首とは限らない)
内閣の構成	大臣はすべて議員	過半数が議員
上下両院	下院の優越	
	上院：非公選	上院：選挙区と比例代表制
	下院：小選挙区	下院：小選挙区比例代表並立制
裁判所の違憲審査	違憲審査権なし	違憲審査権あり
憲法	不文憲法	成文憲法
立法過程	本会議中心主義	委員会中心主義 (戦前は本会議中心主義)
首相の判断 による 議会の解散	なし	あり

(・3・)<例えば、村山富市内閣は自民党と社会党の連立で、少数政党の社会党から首相に。

(・3・)<イギリスは、2011年に固定任期議会法を成立させ、首相の解散権を廃止。下院の任期を5年に固定している。ただし、下院の3分の2以上の賛成で選挙を早めることが可能。このため、任期を早め、2017年6月に総選挙が前倒しで行われた。

(・3・)<上級者向け。世界の議院内閣制を見ると、解散権がなく、解散権の行使が限定されている場合が多い。日本のように首相による自由な解散が認められている国は少数派である。

☆過去問 (区・25) ×

(イギリスの) 議会は上下両院で構成され、両院の議員はいずれも小選挙区制による国民の直接選挙で選ばれる。

☆過去問 (区・25) ×

(イギリスの) 首相は、議会の指名選挙によって下院議員の中から選出され、国王により任命される。

☆過去問 (国Ⅱ-22) ×

英国においては、すべての大臣が上下両院の議員でなければならないが、近年、下院議員が閣内大臣になる例は減っており、半数程度が上院議員の中から任命されることが通例である。(後略)

(・3・)<下院の優越だから。貴族院の大臣は少数派。

☆過去問 (区・23) ×

日本は、イギリス型に近い議院内閣制であり、内閣総理大臣は国会の議決で国会議員の中から指名され、裁判所にはイギリスと同じく違憲立法審査権が与えられている。

(・3・)<権力を議会に集中。つまり、違憲審査権なし。

☆過去問 (国Ⅱ-18) ×

英国では、議員が閣僚となる場合、議員を辞職しなければならない。これにより、立法権と行政権の融合が抑制されるが、内閣提出法案が修正されたり、廃案となったりすることも多い。このため、法案審議において活発な党首討論が行われるような制度が設けられている。

(・3・)<「権力の融合」こそ議院内閣制の基本。

☆過去問 (国Ⅰ-19) ×

英国の議会は立憲制度上君主、貴族院、庶民院の三者から成る。貴族院は世襲貴族及び一代貴族を議員とするが、近年の貴族院改革により、大半の世襲貴族の議席が廃止されている。貴族院は庶民院による立法に関して、法案を修正することはできないが、採決を遅らせることによって実質的な拒否権を保持している。

(・4・)<現代の先進民主主義国家で非公選の「貴族」どもに強い権力は与えない。「上院なんて飾りです。偉い人にはそれがわからんのですよ」

3 議院内閣制

3.1 議院内閣制の基本的な仕組み

コア

議院内閣制は「権力の融合」重視



- ・議会が内閣を「選出」
- ・議員と大臣の兼職可
- ・法案は内閣が提出

◇ 主な採用国

- (1)先進国：西ヨーロッパ諸国のほとんど、日本
- (2)その他：インド、アフリカなど旧英・仏植民地諸国で多く採用

◇ 特徴

(1) 議会による行政府の首長の選出

行政府の首長である首相と内閣は議会により選出される。つまり、国民により直接選出されるのではなく、立法府により間接的に選出される。

(2) 首相と内閣は議会に責任を負う

首相及び内閣は議会の信任に依存しており、議会による不信任投票により退陣を迫られる。

(3) 内閣の合議制

内閣における首相の地位は様々なタイプがあるが、常に集团的に政策決定を行う合議制が採用されている。

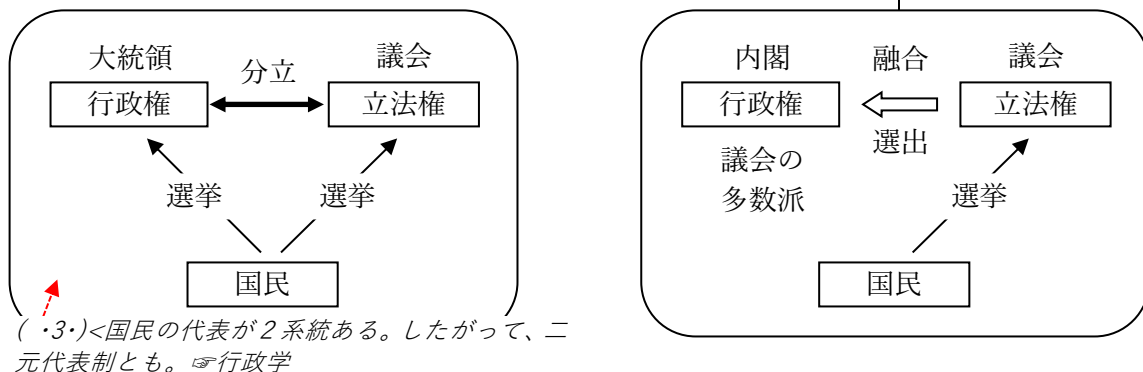
①例えば、オバマ前大統領はイリノイ州議会上院2期、連邦議会上院1期だけの経験で大統領、トランプ現大統領は公職経験皆無である。他方、鳩山由紀夫は衆議院8期、菅直人は10期で首相となった。つまり、議会経験が長いのである。

②このような議院内閣制の短所を克服するために、いくつかの制度的な工夫がある。例えば、ドイツでは、いわゆる5%条項によって小政党の乱立を防止している。また、後継首相を選出した上でなければ首相の不信任投票ができない「建設的不信任」という制度もある。

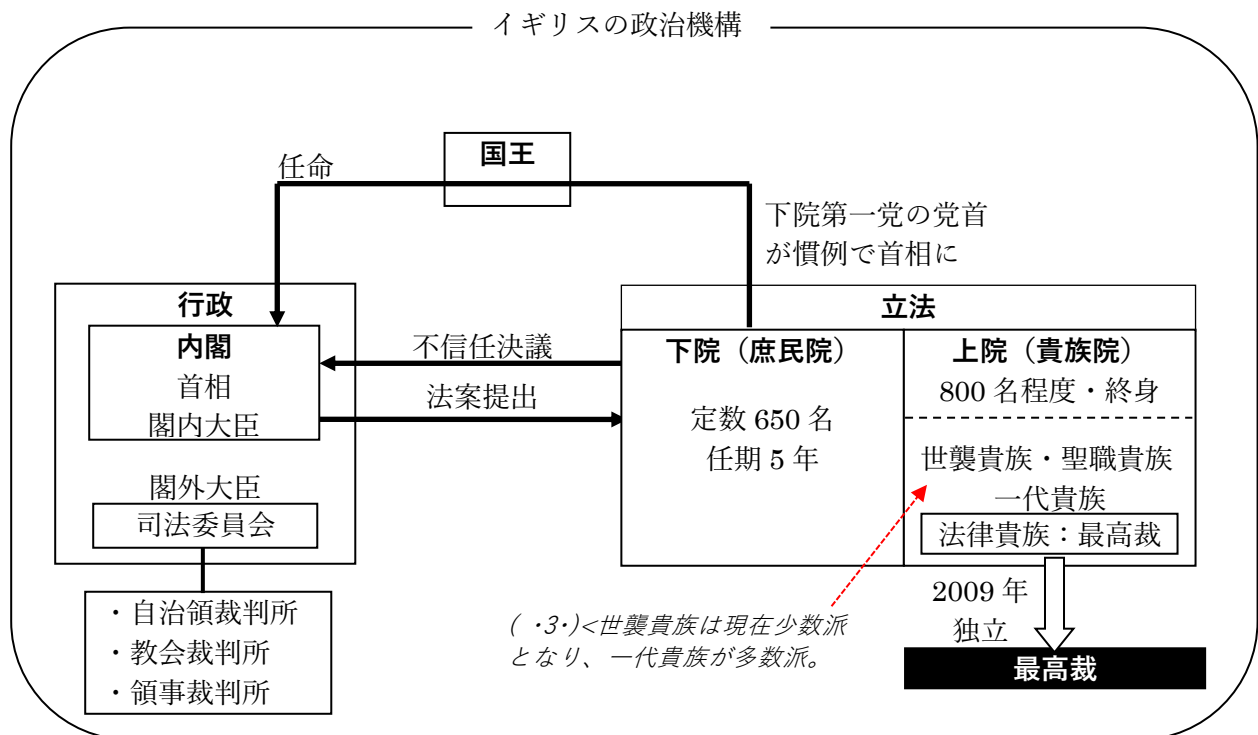
図表1：議院内閣制の長短

長所	短所
① 迅速かつ効率的な立法 議会制民主主義の半分以上の国では、政府提出法案が大半を占め、その成立率が極めて高い ② 議会による不信任投票 議会による不信任投票で首相を辞任させることが可能であるため、選挙民の信を失った政治指導者を辞めさせることが容易。 ③ 首相の資質 議会経験の長い指導者が首相になるケースが多く、統治の術に長けた人物が首相となる①	① 連立内閣の不安定性 複数の小政党が連立内閣により政府を構成する場合、議会制は不安定なものとなり、<u>政権の頻繁な交替が生じる可能性がある</u>。例えば、イタリアでは、1946-94年の間に53の政権が誕生し、平均11ヶ月しか持たなかった②。 (・3・)＜イタリア政治は不安定の代名詞。 マニア向け：さすがのヘタリア(ヘタレのイタリア)

図表2：議院内閣制と大統領制の比較



3.2 イギリスの政治 [A]



イギリスの政治制度の基本概要

政治体制	国王を元首とする立憲君主制であり、 議院内閣制 の母国である。また、イギリス憲法は様々な慣習や法律の集合体であり、統一された憲法典が存在しない 不文憲法 の国である。
元首	国王は国家元首として、議会の招集・解散、法律の制定・公布などの権限を持つが、「 君臨すれども統治せず 」の原則の下で、行政権は内閣、立法権は議会、司法権は裁判所に委ねられている。
行政	内閣が行政府の最高機関。首相は下院第一党の党首が国王によって任命される。大臣は首相の提案に基づいて議員の中から国王が任命する。内閣は下院に対して連帯して責任を負う。
立法	上院と下院からなる 二院制 。 上院は貴族と勅任の議員 から構成されている。1998年以来上院改革が続けられており、世襲貴族議員は大幅に削減されている。 下院は小選挙区 により選出される。イギリスでは下院優位の原則が確立しており、予算など重要法案は下院を通過すれば国王の裁可を得て成立する。
司法	かつてイギリス国内の最高裁は上院であったが、2009年に独立の最高裁が誕生した。イギリスは「 議会主権 」とも言われるように議会の権限が強固で、議会が唯一絶対の立法機関とされているため、司法機関に 違憲立法審査権はない 。
政党	19世紀は保守党と自由党、20世紀後半からは保守党と労働党の 二大政党制 である。ただし、二大政党以外にも自民党のような有力政党や地域政党が存在する。

(・3・) <総合的に言えば、イギリスは伝統的に議会の強さが際立つ。かつては「男を女にし女を男にする以外出来ないことはない」とも言われたぞ。裁判所に違憲立法審査権がないのも当然だな。

■3.2.1 内閣【A】

◇ 歴史

18 世紀前半のウォルポール内閣の時代に議院内閣制（責任内閣制）が確立。首相の強いリーダーシップが発揮される体制であり、首相内閣制（首相制）とも呼ばれる。

◇ 任命

内閣の最高責任者は首相であり、国王が任命する。ただし、国王の任命は形式的なもので、**下院第一党の党首が慣例で首相に任命される**。閣僚の任免は首相の提言によって国王がこれを行う。なお、日本と異なり、**閣僚は⑨**によって構成される。

◇ 閣僚の種類

① 閣内大臣

常時閣議に出席する閣僚。ポスト・数は首相の専権事項であり、内閣ごとに構成や名称が変更する場合がある。

② 閣外大臣

必要なときだけ閣議に参加し、閣内大臣の補佐など行う。日本の副大臣のモデルである。

◇ ⑩ (シャドー・キャビネット)

野党第一党は、常時政権交代に備えて影の内閣を組織している。また、これらを制度的に保障するため、第一野党党首には議員歳費とは別に国から特別手当が支給されている。

PowerUp

日本では民主党が影の内閣をモデルとして、自主的に「次の内閣」を組織していた。自民党も 2009 年に野党になったときに「シャドー・キャビネット」を組織した。ただし、日本では政党の自主的な取り組みとして行われており、英国のような制度的裏付けはない。

☆過去問（国Ⅱ-18）×

英国では、憲法の規定により、首相は指名選挙によって下院（庶民院）が指名し、国王が任命する。

☆過去問（国Ⅱ-16）×

イギリスでは、（中略）「影の内閣」の構成や政策内容を継続するため、（中略）俸給が支給されるなどその地位が確立されている。我が国でも、イギリス型の「影の内閣」を制度化するために内閣法が改正された。

(・3・)<日本は過半数が議員であればよい、議席を有さない民間出身の大臣がたまにいる。イギリスでは慣習上議員である必要があるが、「裏ワザ」がある。上院議員であれば、資格を有するため、爵位を与えて貴族院に送り込み要件を満たせばよい。ブレア首相はこれで多くの民間人を大臣にした。

(・3・)<財務・外務・内務・国防の各大臣は常に閣内大臣として設置される。ただし、イギリスは、日本と異なり、行政機関の構成は流動的であり、政権の交代によって省の統廃合がなされる。これに応じて大臣の名称や数も変化する。
⇒行政学

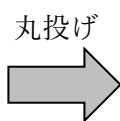
(・3・)<イギリスは議員歳費が安い（約 1000 万）ので、追加手当は助かるとのこと。日本は約 2200 万円。だから国の補助はいらないよね。政党助成金も出しているしね。

(・3・)<イギリスは、選挙結果で「自動的」に首相が決まると考えればよい。

補説：議院内閣制の起源



ジョージ 1 世



丸投げ



ウォルポール

ジョージ 1 世はドイツ出身で英語を解さず、英国内にも関心が薄かったため、当時の第一大蔵卿であった R.ウォルポールが閣議を主催するようになり、首相と呼ばれるようになった。また、ウォルポールは、下院の総選挙で自分の所属するホイッグ党の議席を減らすと総辞職をし、内閣が議会に責任を負う先例を作った。以降これが定着し議院内閣制と呼ばれるようになった。

(・4・)<イギリスに興味なし。後は頼んだ。

(・3・)<ジョージ 1 世、2 世の親子に仕え、在任期間約 21 年（英国史上最長記録）。初代首相と呼ばれる。

■3.2.2 議会と立法過程【B】

◇ 概要

①三読会制による**本会議中心主義**が採られており、ポルスビーの議会類型では、**アリーナ型議会**の典型とされる。

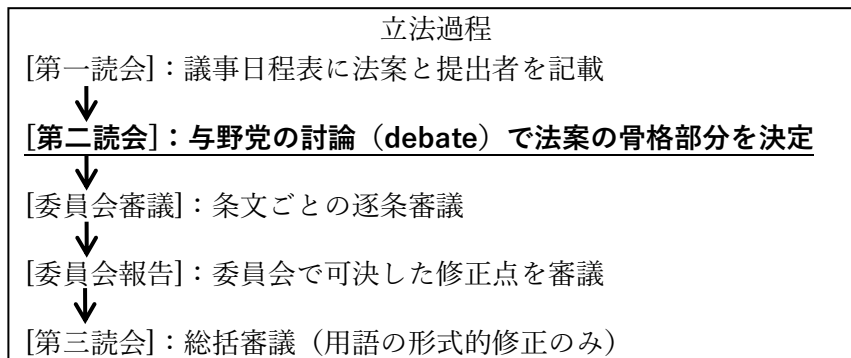
②貴族院（上院）と庶民院（下院）の二院制である。ただし、上院は世襲貴族・一代貴族などの非選議員であり、権限は制約されている。予算案や法律案を上院が否決しても、下院の採決のみで決定できるため、**下院優越の原則**が確立している。

◇ 法案審議の特徴

法案審議の中心は**第二読会**であり、与党の閣僚や野党の「影の内閣」など野党の指導的議員を中心に法案の基本原則について討議する。条文ごとの細かな審議は委員会に委ねられる。

PowerUp

イギリス下院の本会議場は、与党と野党が相対する対面式の構造となっており、与党の主要閣僚は与党座席の最前列、野党幹部（影の内閣）は野党座席の最前列に座って論戦に望む。前列に座る幹部議員は**フロントベンチャー**、新人議員など後列に座る議員は**バックベンチャー**と称される。



☆過去問（国般・26）×

N.ポルスビーは、議会を「変換型」と「アリーナ型」に分類した。前者は内閣が提出して法案を議会が法律へと変換していくタイプであり、英国議会が典型であるとされ、後者は議員たちが次の選挙を意識して相互に政治家としての優劣を競う場としての議会という特徴を持ち、米国議会が典型であるとされる。

☆過去問（国Ⅱ・16）×

イギリス議会においては、成立する法律のうち議員提出法案が約9割を占める。（後略）

☆過去問（国Ⅰ・19）×

英国の下院議会においては、（中略）対面型の議場において首相を始め主要閣僚は与党側の最後列に、野党の影の内閣の閣僚も野党側の最後列に座って論戦し、法案の実質的な修正を積極的に図っている。なお、これら幹部議員は議会での座る位置から**バックベンチャー**と称されている。

(・3・)<日本の衆議院の優越よりはるかに強力。イギリスの上院は金銭に関わる法案（税金など）には修正権も拒否権なく、庶民院さえ通過すれば、貴族院の承認がなくとも成立する。金銭以外の法案は、貴族院の採決にかかわらず、1年経てば成立する。

(・3・)<政党のバトルを見せるための場所。だから、「細けえことはいいんだよ」状態。

(・3・)<フロント（前列）のベンチに座る人だから、フロントベンチャーね。

(・3・)<実際の下院本会議の様子。日本と違い本会議中に居眠りなどの余裕がないのがよく分かる。迫力があり、テンポよく進む様子は舞台劇のよう。

📺UK Parliament (youtube)



(・3・)<議院内閣制は内閣提出法案が基本ね

(・3・)<国会の席順と混同するなよ。現在、安倍、石破、麻生などの実力者は本会議場では最後列。

3.3 英国の政党【B】

19 世紀イギリスでは、自由党と保守党の二大政党が相互に政権を担当する二大政党制であった。20 世紀初頭には労働党が自由党から分党して三党制となり、その後自由党が勢力を失う中で労働党は支持を拡大し、戦後は保守党と労働党の二大政党制となった。



(・3・)<ブレア元首相。「第三の道」を提唱し、旧来の社会主義から脱皮。ダイアナ妃が亡くなった時の首相。映画『クイーン』はお薦め。
[行政学]

保守党	トーリー党を前身とする保守政党。政策的には小さな政府と自由市場経済を重視してきた。 <u>富裕層</u> を主な支持基盤としている。
労働党	1900 年に労働組合などを代表する政治組織として結成された政党で、元来は <u>社会主義政党</u> 。第一次大戦期に党勢を拡大し、第二次大戦後は二大政党の 1 つになった。 <u>ブレア</u> 党首（首相）時代に国民党への脱皮が図られ、 <u>新生労働党</u> （ニュー・レイバー）と呼ばれた。
自由民主党	ホイッグ党を前身とする自由党と社会民主主義者グループが合流して結成された政党で、イデオロギー的には中道左派・リベラル。保守党・労働党に次ぐ第三党として一定の得票を獲得ししてきたが、2015 年選挙で惨敗し、低迷中。
その他	スコットランド国民党、ウェールズ国民党のように特定の地方においてのみ有力な政党が複数存在している。

近年の下院総選挙の結果

	議席数と得票率		首相
	保守党	労働党	
1979 年	339 席 (44%)	269 席 (37%)	M.サッチャー (保守)
1983 年	397 席 (42%)	209 席 (28%)	
1987 年 (1990 年首相交代)	376 席 (42%)	229 席 (30%)	J.メージャー (保守)
1992 年	336 席 (42%)	271 席 (35%)	T.ブレア (労働)
1997 年	165 席 (31%)	419 席 (44%)	
2001 年	166 席 (31%)	413 席 (41%)	G.ブラウン (労働)
2005 年 (2007 年首相交代)	197 席 (33%)	356 席 (36%)	
2010 年	307 席 (36%)	258 席 (29%)	D.キャメロン (保守)
2015 年 (2016 年首相交代)	331 席 (36%)	232 席 (30%)	T.メイ (保守)
2017 年	318 席 (42%)	262 席 (40%)	
(2019 年首相交代)	365 席 (43%)	203 席 (32%)	B.ジョンソン (保守)



©Margaret Thatcher Foundation

(・3・)<歴代首相ではサッチャーが一番出題確率が高い。社会主義が嫌いな「鉄の女」。メリル・ストリープ主演の映画もあるぞ（出来はイマイチ）。
[行政学]

←(・3・)<小選挙区だから、どちらかが基本過半数以上を獲得できる。しかし、稀に連立になるときも。

4 大統領制

4.1 大統領制の基本的な仕組み [A]

コア

大統領制は「権力分立」重視



- ・ 議会でなく国民が大統領選出
- ・ 議員と長官の兼職不可
- ・ 大統領に法案提出権なし
- ・ 不信任及び解散なし

◇ 主な採用国

- (1) 主要先進国ではアメリカのみ
- (2) その他：アルゼンチンやブラジルなどのラテンアメリカ、韓国やインドネシアなどがアメリカにならい導入した。1970年代以降、新たに登場した民主政の多くが大統領制を採用した。

◇ 特徴

(1) 大統領は国民により直接選出される

行政部の首長である大統領は国民により直接選挙で選ばれる。したがって、大統領は議会から独立した固有の民主的正統性を有する。

(2) 大統領の任期は憲法で明記されている

行政部の首長である大統領の任期は、憲法で定められており、固定的である。他方で、議会の任期も同様に固定的で、大統領は議会を解散する権利を有さない。アメリカでは任期4年、3選が禁止されている

(3) 大統領は独任の長である

大統領は行政部の首長として、独任で権限を行使する。各省長官はあくまで大統領のアドバイザーという位置づけである。

2ドル紙幣の肖像画



アメリカ独立宣言の起草者で第3代大統領のトマス・ジェファースン

(・3・)<ジェファースンの名言「信頼はどこまでも専制の親である。自由な政府は信頼ではなく、猜疑に基づいて建国される」だから、憲法で権力制限が重要というわけ。

(・3・)<ただし、アメリカの大統領選挙は形式的には「間接選挙」。ここ重要！

(・3・)<アメリカでは本当によく生じるので、政策が行き詰まりやすいのだよ。

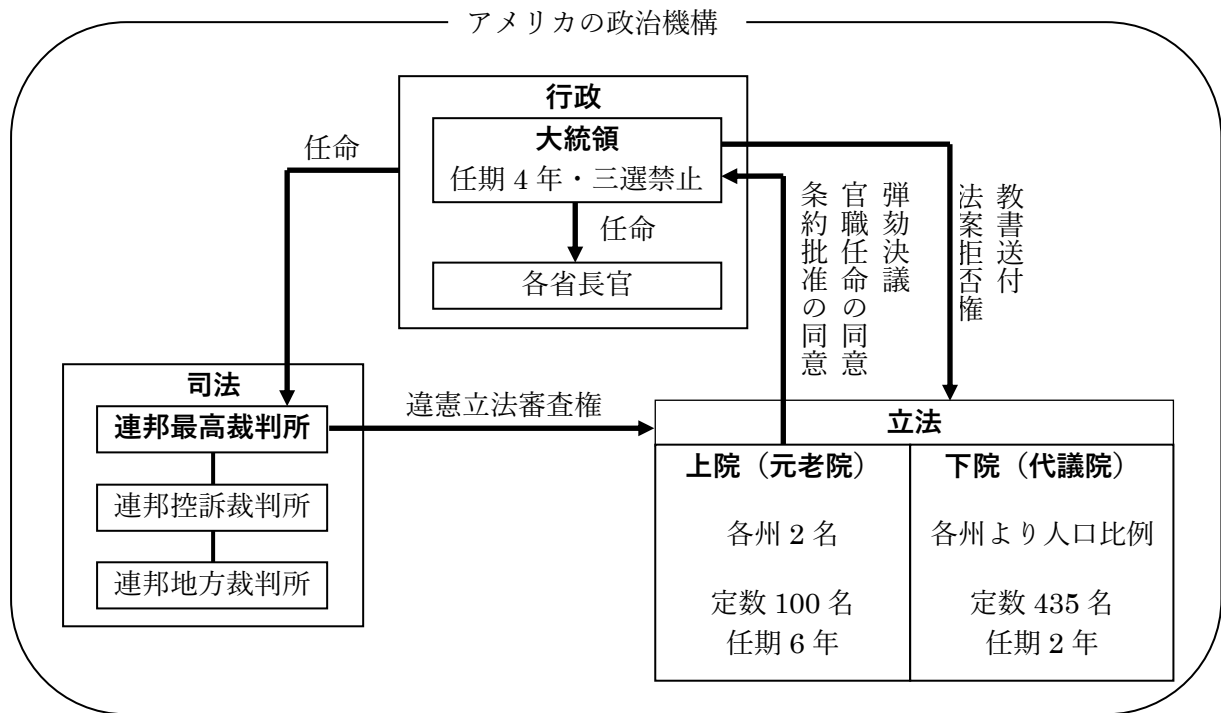
大統領制の長短

長所	短所
① <u>行政府の安定性</u> 大統領は議会内の政治的影響力に関係なく、任期中に権能を安定的に行使することができる。 ② <u>民主的正統性</u> 国民による直接選出は、議会制において首相が議会で選出されるのに比べてより民主的である。 ③ <u>厳格な権力分立</u> 行政府と立法府の権力分立は、権力の専制から個人の自由を守るのに適合的である。	① <u>分割政府</u> (divided government) 大統領の政党と議会多数派の政党が一致しない場合、政権運営が困難になる可能性がある。 ② <u>非連続的な政治過程</u> 大統領の任期が固定的であることは、政策の継続的修正を困難にする可能性がある。 ③ <u>社会の分裂</u> 1つの政党からなる大統領が行政権を独占する仕組み(勝者独占方式: winner-take-all)は、社会の分裂を悪化させる可能性がある。

素人(・4・)<「私達が直接リーダーを選べる！素晴らしい！日本も見習うべき！」

プロ(・3・)<「立法府と行政府が喧嘩ばかりして面倒な制度だろ？安定の議院内閣制だな」

4.2 アメリカの政治 [A]



アメリカの政治制度の基本概要

政治体制	大統領制 を採用し、大統領に強力な権限を付与しているが、 連邦制 （地域的権力分立）と 厳格な三権分立 により、徹底した権力分立を行っている。
元首	大統領は国家元首であるとともに、行政府の責任者として国民に直接責任を負っている。有権者は大統領を直接選挙するのではなく、大統領選挙人を選出することで大統領を選出する（ 間接選挙 ）。
行政	大統領が行政府の最高機関。大統領が単独で行政権を有する独任制が採られている。大統領は上院の同意を経た上で各省庁官を任命し、政府を形成する。
立法	上院と下院からなる二院制。上院は各州 2 名から選出され、州代表の性格を帯びている。下院は各州に人口比例で議席が配分され、小選挙区で選出される。解散はなく、 議員だけが法案提出権を有する 。
司法	連邦司法部門は、連邦最高裁、連邦控訴裁、連邦地方裁判所から構成されている。裁判所は 判例によって確立した違憲立法審査権を有する 。
政党	共和党と民主党が 二大政党制 を形成している。二党以外にも政党はあるが、連邦議会に議席を有するのは共和党と民主党だけである。

(・3・)<民主主義の「行き過ぎ」を危惧し、徹底的な権力分立。だから、裁判所にも違憲立法審査権を与える。モンテスキューの三権分立論を最も忠実に実現 [政治第 6 回]。大統領がいることよりも、権力分立が制度の最大のポイントなので、「大統領制」よりは「権力分立制」という呼称の方がより適切と主張する学者も。

■4.2.1 大統領【A】

◇ 大統領の選出

大統領は大統領選挙人によって選出されるため、**形式上⑪**
選挙だが、実質的には⑫ **選挙**といえる制度である。大統領
の任期4年であり、⑬ **が禁止**されている。

(・3・)<アメリカでは慣行として大統領の3選は行われてこなかったが、F.ルーズヴェルトの4選を機に、1951年に憲法に規定されるようになった。

(・3・)<法案提出権ないから、トランプは大統領令(日本の政令)を乱発しているわけ。

◇ 大統領の主な権限

①行政権	行政権は大統領個人に属する(独任制)。大統領は行政府の長として政府を組織し各省庁官らにより内閣が構成される。
②教書提出	法案提出権はない 。ただし、議会に教書(message:政策上・立法上の意見書)を提出することができる。
③法案拒否権	法案は大統領の承認・署名を経て初めて法律となるため、署名拒否で 法案の成立を妨害することが可能 である。
④軍の最高司令官	陸海空の三軍の最高司令官であり、大統領は軍を自己の裁量で動かす権限が与えられている。ただし、宣戦布告は議会の権限。
⑤各省長官・連邦最高裁判事等の任命権	外交官、連邦最高裁や高裁の判事、各省長官など重要な官職の指名権を有する。ただし、任命に際しては 上院の同意が必要 である。
⑥条約の締結権	条約を締結する権限を有する。ただし、 上院が条約の批准権を持つ 。

(・3・)<ウィルソン大統領が主導したにも関わらず、アメリカが国際連盟に加盟できなかったのは、これが原因。「**国際関係**」

◇ 内閣

大統領は行政府の長として各省長官を任命し、政府を組織する。各省長官は内閣(cabinet)を構成し、大統領を補佐・助言を行う。**各省長官は議員と兼職ができず、議会にも出席できない**。

(・3・)<日本の閣僚からするとここが羨ましいところ。日本は大臣が国会審議に縛られて外遊や国際会議の出席に苦勞するが、アメリカは自由。

(・3・)<もちろん、大統領にも議会の出席権はない。議会に招待された時に教書演説などを行うのみ。だから、日本の首相のように議会で野次とか罵声を浴びせられることはない。大統領は議会にとってはあくまで「お客様」=よそ者だからね。

◇ 副大統領

大統領選挙において大統領とセットで選出される。**上院議長を兼任し**、大統領が欠けた場合には大統領になる。

(・3・)<副大統領だけ兼職の例外なのは、副大統領があまりに暇な役職だから。それゆえアメリカの政治ドラマでは、閑職の副大統領が陰謀を企むというストーリーがおなじみ。いま、お薦めなのはケビン・スペイシー主演の「ハウス・オブ・カード」。あと、副大統領が主人公の「VEEP」はまあ面白。

☆過去問(国Ⅱ-22)×

(前略)大統領制においては、原則として大統領の権限は立法に及ばないが、アメリカ合衆国の大統領が**法案提出権**や**法案拒否権**、**大統領令**の制定権を有しているように、一定の範囲内において、立法に対する大統領の関与を認めることもある。

☆過去問(国般-24)×

大統領制は、原則として国民による直接選挙によって大統領が選出され、大統領によって各省長官が任命される制度である。大統領制においては議会と大統領が独立して牽制しあうことが基本となっているが、大統領制を採用する米国では憲法において**各省長官の半数を連邦議会議員が占めることと定められている**。

(・3・)<兼職できたら、権力分立にならないじゃん。

◇ 大統領の罷免

①概要

議院内閣制と異なり、議会の不信任決議、議会の解散はない。ただし、以下のとおり、大統領の罷免は可能である。

②仕組み

大統領の犯罪行為（反逆・収賄など）と思われる事件が発生した場合、まず、下院による弾劾訴追が行われ（過半数以上で可決成立）、次に上院による弾劾裁判（3分の2以上で可決成立）で大統領の罷免が決定する。

③現状

クリントン大統領やトランプ大統領のように訴追されたケースはあるが（過去に3例）、弾劾裁判で罷免された事例はない。

(・3・)<上級者向け。今後も罷免にまで至る大統領はいないと見込まれている。「罷免された初めての大統領」なんて教科書に載りたくないからね。罷免されそうだったら、自分から先にやめたほうがよい。任期中に唯一辞職したニクソンはまさにこれ。

☆過去問（税-13）×

大統領は、連邦議会を解散する権限を有しないが、連邦議会は、大統領を弾劾する権限を有している。しかし、実際には、連邦議会は、党派的利益に基づく弾劾権の行使は慎んでおり、大統領弾劾のための訴追がなされた例はない。

(・3・)<ビル・クリントンは、不倫が原因で訴追されたが、罷免はギリギリ回避。そもそもはホワイトハウスでの不倫問題事件で訴追されたが、訴追された最大の要因は不倫の隠蔽工作とそのための偽証である。ただし、世論は不倫それ自体には寛容であったため、弾劾はぎりぎり免れた。

(・3・)<上院は大統領への登竜門とも考えられており、威信は下院よりも高い。例えば、オバマ大統領は上院議員出身。大統領選挙での有力候補も大概上院議員や州知事クラス。逆に言えば、トランプは超例外というわけ。

■4.2.2 議会 [A]

アメリカ議会は上院と下院の二院制である。立法上の権限は、上下両院対等であるが、それぞれが持つ専有事項がある。

	上院（元老院）	下院（代議院）
選出	定数は各州⑭____名。2年ごとに3分の1が改選。 <u>1回の選挙で選ばれるのは一人だから、小選挙区制</u>	各州に⑮____配分（定数435名）し、小選挙区で選出。
任期	6年	2年
専有事項	・各省長官、大使、最高裁判事などの <u>任命承認権</u> ・ <u>条約批准同意権</u> ・大統領の弾劾 <u>裁判</u>	・予算関係・歳出関係法案の先議権 ・大統領の弾劾 <u>訴追</u>
特徴	州の規模にかかわらず平等に各州2名であるため、事実上「 <u>州代表</u> 」の性質を帯びている。	立法上の権限は対等であるが、条約批准の同意、各省庁官等の任命承認などの点で上院に劣る。

(・3・)<人口約4000万人のカリフォルニア州も約58万人のワイオミング州も平等に2名で、「一票の格差?何それおいしいの?」状態。上院の格差は70倍。

☆過去問（税-13）×

連邦議会は、上院と下院とで構成され、いずれも各州を選挙区とし人口に比例した定数が定められている。法案提出権は、両院とも同様に有しているが、下院は条約及び公務員任命の同意権を有している点で上院に優越している。

(・3・)<連邦制だから、「州の代表」たる上院のほうが格上というイメージで覚えよう。

■4.2.3 立法過程【B】

◇ 概要

⑬ 中心主義が採られており、⑭ 型議会 (ボルスビー) の特徴をもつ。

◇ 法案提出

連邦議会への法案提出権は連邦議会議員のみが有する。近年は年間で上院千数百件、下院で二千～三千程度と膨大である。

(・3・)<業績づくりのために無駄に多いのが現状。大半は審議もされず廃案。

◇ 審議の過程

審議の中心は委員会である。法案は委員会での議決を経て、本会議で議決され、別の院に送付される。法案は上下両院を通過しても大統領の署名が必要であり、大統領が拒否権を行使する時がある。その場合には、再度上院・下院両方で出席議員の3分の2以上の多数で可決すれば、拒否権を覆すことができる。ただし覆されるケースは稀である。

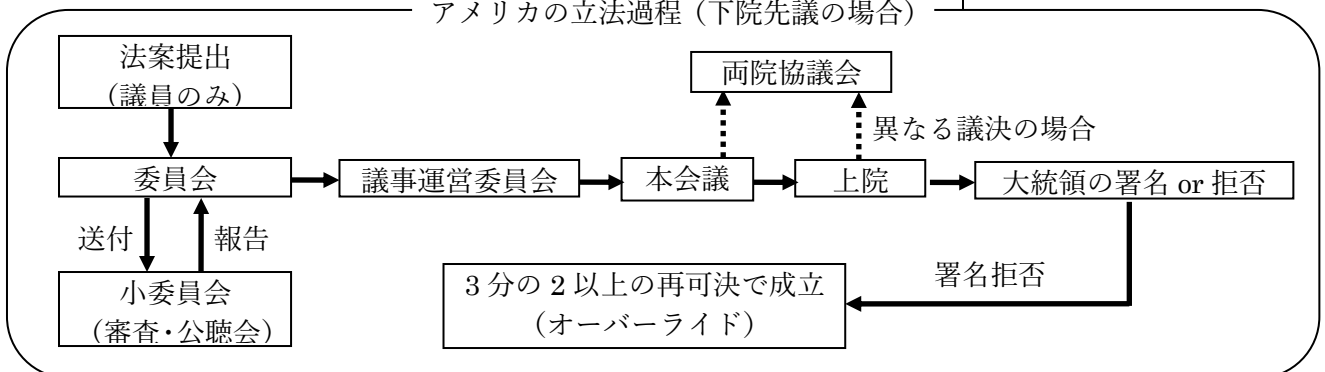
(・3・)<ログローリング(丸太ころがし)とは、ある法案を推進する議員がその法案への協力と引き換えに別の法案を推進する議員に別の法案への協力を約束すること。

◇ 法案審議の特徴

政党規律が弱いため、党派を超えた結束が容易で、ログ・ローリング (「票の貸し借り」) やクロス・ヴォーティング (他党の多数派に賛成する現象) がしばしば見られる。また、上院では長時間の演説による審議の引き延ばし (フィリバスター) も行われる。

(・3・)<最長記録は24時間。休憩なしでぶっ続。妨害が目的なので、ひたすら電話帳を読み上げる猛者も。

アメリカの立法過程 (下院先議の場合)



(・3・)<この図は上院の内部のプロセスは省略している。

☆過去問 (区・26) ×

大統領は、議会が可決した法案に対して拒否権を行使することができ、拒否権を行使した場合、その法案が法律として成立することは一切ない。

(・3・)<「一切ない」などと不自然に強調している点に注目ね。「例外あるぞ。ほら、ほら気づけよ」というサイン。

☆過去問 (国Ⅱ-16) ×

アメリカ合衆国の連邦議会における立法過程の特徴の一つは、重要法案のほとんどが実質的に議員によって提出されていることにある。また、党議拘束が強いことから、議員間で法案の相互支持に関する取引、いわゆる「丸太転がし (ログ・ローリング)」や「交差投票 (クロス・ヴォーティング)」などが行われやすい傾向にある。

(・3・)<政党規律が弱いからこそ、党派を超えた議員同士の取引が可能。

(・3・)<上級者向け。形式上は、アメリカは議員立法100%。ただし、重要な法案は行政府 (大統領) が仲間の議員に頼んで提出していることが多いとされる。アメリカも現在は「行政国家」だしね。

4.3 アメリカの政党

■4.3.1 主な政党【B】

アメリカの連邦議会では共和党と民主党が議席を独占しており、典型的な二大政党制となっている。

共和党	<u>アメリカの「保守」政党</u> 。政策的には、「小さな政府」を志向する。元来はアメリカ北東部・中西部を支持基盤とする政党だが、1960年代以降南部にも進出している。
民主党	<u>アメリカの「リベラル」政党</u> 。当初は農村部・南部を支持基盤としていたが、F.ローズベルト大統領のニューディール改革により、支持基盤を北部労働者・黒人にも拡大した（ <u>ニューディール連合</u> ）。
その他	共和党と民主党以外にも多数の政党が存在してきた。大統領選挙でも一定の得票を確保しているが、全国的な基盤もなく勢力的には弱小。

■4.3.2 政党組織の特徴【C】

◇組織構造

恒常的な政党組織が地域レベル（郡や市単位）にしかないため、各州政党の連合体という性格が強い。州や全国規模では、大統領選挙や州知事といった重要な公職選挙の前に開かれる党大会やその準備のための委員会が設けられる程度で、党全体を代表する党首も存在しない。

◇党员

日本やイギリスのように、党費を支払って登録する正式な党员制度がない。したがって、その政党に帰属意識を持つ人（支持者）が「政党员」とみなされる。

◇選挙活動

政党としての結束が弱いため、選挙は政党中心ではなく、候補者中心に展開される。例えば、予備選挙は政党の候補者を選出するための選挙であるため、政党は中立的立場に立つ。

◇イデオロギー対立

各政党のイデオロギー的なまとまりが弱く、日本のような党議拘束も存在しない。したがって、各議員が自律的に行動することが多い。

(・Ⅴ・)<「ハァ 組織もねえ
党首もねえ 自動車も日本じゃ
売れてねえ 党議もねえ 拘束
もねえ トランプ毎日ぶーつ
つ 銃持って革命で 200年
ちょっとの浅い国 解散もねえ
不信任もねえ 選挙は4年に1
度来る おらこんな国いやだ
おらこんな国いやだ…」
(吉幾三「俺ら東京さ行ぐだ」)

(・3・)<政策で決めるのではな
く、生まれた地域や環境で支持
が決まることがしばしば。タイ
ガースファン（関西）、カーブ
ファン（広島）みたいな。

	アメリカ	イギリス
組織構造	分権的（「各州政党の連合体」）	党首を中心とする強力な党組織
党規律	弱い	強い
党员	支持者≡党员	登録制（党費納入）
選挙	候補者中心	党中心
第三党の存在	有力な第三党なし	有力な第三党が存在

☆過去問（国Ⅱ-17）×

アメリカ合衆国の二大政党は、いずれも州単位の地域政党という色彩が強く、また、英国と同様に労使の階級対立を反映している。

(・3・)<アメリカの政党対立
は、ジャイアンツ党とタイガ
ース党の争いみたいなもの。

☆過去問（国Ⅱ-17）×

民主、共和の各党の党首の選出は、4年に一度の大統領選挙に行われる全国規模の党大会においてのみ行われる。また、党首の選出は党员による多数決によって行われるため、我が国の各政党党首と比べて党员の利益を代表しやすい。

(・3・)<政党がバラバラだから、
党首にあたる存在もなし。
幹部政党も思い出そう。

政治学 ミニテスト 第2回 問題

【問題1】 議院内閣制と大統領制に関する次の文章の空欄A～Dに該当する語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

権力分立制を採る政治制度には大別して議院内閣制と大統領制とがある。イギリスで成立した議院内閣制は（ A ）の地位の優越を前提とした範囲内での権力分立制である。イギリスの内閣は（ B ）第一党の党首が首相を務め、全閣僚は国会議員から選ばれる。これに対しアメリカ合衆国の大統領制では（ C ）の最高指導者は実質的には国民の直接投票によって選ばれるが、（ D ）を持たず、議院を解散することもできない。立法部と行政部は相互に独立した地位を有しており、議院内閣制に比べ徹底した三権分立が保たれている。

	A	B	C	D
1.	立法部	下院	行政部	拒否権
2.	行政部	上院	立法部	法案提出権
3.	立法部	下院	行政部	法案提出権
4.	立法部	上院	行政部	拒否権
5.	行政部	下院	立法部	拒否権

【問題2】 英米の政治制度について以下の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. イギリスの議院内閣制の特質は、立法府と行政府を完全な対等の立場に置くというものであり、権力分立が厳格であるという点にあるとされる。
2. イギリスの議院内閣制は、18世紀にウォルポール首相が、国王の信任があるにも関わらず、議会の信任が得られないことを理由に退いたときに確立したとされる。
3. イギリスの内閣は、日本と同様に内閣の構成員の過半数が国会議員であればよいとされている。また、特に英国首相は庶民院議員でなくてはならないとされる。
4. アメリカの連邦議会は基本的に上・下 両院が対等な関係にあるが、下院が条約批准承認権や高級官僚任命同意権を持ち、この点では優越している。
5. アメリカの大統領は、国民により選出されるため、国民の代表の集合である議会に対して一定の権力を行使できるとされる。議会に対して法案を提出できるのも、その権能の一つである。

政治学 ミニテスト 第2回 解答・解説

【解答1】 3

【解説1】

Aに妥当するのは立法部である。議院内閣制は、国民代表制にもっとも忠実な立法部の地位の優位を前提とした範囲内での権力分立制である。具体的には議会の多数派に内閣を組織させ、議会の信任のある間だけその地位にとどまることができるようにする制度である。このように議会に連帯して責任を負う内閣の制度を責任内閣制とよぶ。

Bに妥当するのは下院である。また、イギリスでは、閣僚はすべて国会議員から選ばれることから、そのメンバーは、通常は議会の第一党によって構成されるため、必ず政党内閣となる。日本でも議院内閣制を採用しているが、日本の首相は国会議員の中から国会で指名される。また、閣僚は過半数以上が国会議員でなければならないとされ、民間人の登用も可能となっている点もイギリスとは異なる。

Cに妥当するのは行政部である。大統領は行政部の最高責任者であり、国民によって直接選ばれ、議会に対して責任を負わない。そのため、議会は大統領の不信任を決議する権限が原則としてない。また、大統領も議会を解散できない。

Dに妥当するのは法案提出権である。立法部と行政部は独立した地位にある。アメリカの場合、行政部の責任者である大統領は拒否権を行使して法案の成立を阻止することはできるが、法案を提出することはできない。

【解答2】 2

【解説2】

1. × イギリスの議院内閣制の特徴は、議会と内閣の連動性にあるのであって、それゆえ大統領制と比較して権力分立が余り厳格でないとされる。
2. ○ 1742年にウォルポールが議会の信任を得られず首相の地位を退いたことを契機として、その後議院内閣制の慣行が徐々に確立したとされる。
3. × イギリスの内閣では、構成員全員が国会議員でなくてはならない。イギリスの首相が庶民院議員であるべしという肢の記述は正しい。
4. × 確かにアメリカ連邦議会は両院がほぼ対等であるが、上院に条約批准承認権や高級官僚任命同意権がある。一方、下院には予算の先議権が認められている。
5. × アメリカ大統領は議会に対して法案を提出することはできない。権力分立が議院内閣制と比較して徹底していると呼ばれる一例である。

問題編

問題

第2回	ポルスビーの議会類型論					区：平27	正答率	90.0%
No.14	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	B	

次の文は、ポルスビーの議会類型論に関する記述であるが、文中の空所A～Dに該当する語又は国名の組合せとして、妥当なのはどれか。

アメリカの政治学者ポルスビーは、開放的な政治システムのもとにある議会の機能の中心が、議員・政党等に媒介された社会的要求を政策へ変換することにあるとし、現代議会を大きく次の2類型に整理した。

A型議会は、人々の要求を議員が法案にし、具体的な立法作業を議員が担っているので、「立法作業の議会」ともいう。そこでは、Bの議会が代表例とされている。

C型議会は、与党の意向に沿って官僚らが法案を作成し、議会は政府法案をめぐり与野党で論戦する「論戦の議会」ともいう。そこでは、Dの議会が代表例とされている。

	A	B	C	D
1. 変換		イギリス	アリーナ	アメリカ
2. 変換		アメリカ	アリーナ	イギリス
3. アリーナ		アメリカ	変換	フランス
4. アリーナ		イギリス	変換	アメリカ
5. アリーナ		フランス	変換	イギリス

第2回	イギリスの政治制度					区：平25	正答率	46.1%
No.15	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	A	

イギリスの政治制度に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 議会は上下両院で構成され、両院の議員はいずれも小選挙区制による国民の直接選挙で選ばれる。
2. イギリスには成文憲法はないが、議会における下院優位については議会法で成文化されている。
3. 首相は、議会の指名選挙によって下院議員の中から選出され、国王により任命される。
4. 大臣には閣内大臣と閣外大臣とがあり、内閣を構成する閣内大臣は、その過半数が国会議員でなければならないと法律で定められている。
5. イギリスの責任内閣制は、ウォルポール首相が国王の信任を失った時に、下院の信任にも関わらず辞職したことを起源とする。

第2回	議院内閣制と大統領制					区：平 30	正答率	93.0%
No. 16	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

議院内閣制又は大統領制に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 政治制度の分類として、議院内閣制と大統領制があるが、議院内閣制は抑制均衡を図るという見地から内閣と議会が厳格な分立をとるのに対し、大統領制は両者の協力関係を重視して緩やかな分立をとっている。
2. 議院内閣制の典型例はイギリスであり、大統領制の典型例はアメリカであるが、フランスの政治制度は、国民の選挙によって選出される大統領の他に首相がおり、半大統領制と呼ばれる。
3. 議院内閣制では、内閣が議会の意思によって形成され、議会は不信任決議権で内閣をチェックする権限を持ち、大統領制をとるアメリカでは、大統領が議会を解散する権限を持っていることが特徴である。
4. 議院内閣制では、法案の提出権は議員及び内閣に認められているが、大統領制をとるアメリカでは、大統領は議会に法案を提出することはできず、議会通过した法案に対する拒否権も認められていない。
5. 日本は、イギリスに近い議院内閣制であり、日本、イギリスともに国務大臣は過半数を国会議員から選ばなければならないが、イギリスでは下院の第一党の党首が慣例的に首相に任命されるという相違点もある。

第2回	アメリカの政治制度					区：平 26	正答率	98.1%
No. 17	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

アメリカの大統領制に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 大統領は、議会の解散権を有するが、議会も大統領に対する不信任決議権を有しており、大統領と議会の均衡が維持されている。
2. 大統領は、議会が可決した法案に対して拒否権を行使することができ、拒否権を行使した場合、その法案が法律として成立することは一切ない。
3. 大統領は、議会に法案を提出することはできないが、議会に教書を送り、必要な立法措置を勧告することができる。
4. 大統領は、国家元首の地位と行政部の首長の役割を兼ね、議会の議員から選出されるため、議会に対して責任を負う。
5. 大統領は、任期が4年であり、伝統に基づく慣行によって3選が禁止されているが、憲法上の禁止事項ではない。

第2回	アメリカの政治制度					区：令2	正答率	59.0%
No. 18	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	B

アメリカの政治制度に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 合衆国憲法は、「本憲法によって各州に委任されず、また連邦政府に対して禁止されなかった権限は、連邦政府に留保される」としており、連邦政府の権限は極めて強いものとなっている。
2. 大統領は、連邦議会を通過した法案に対して拒否権を行使することができるが、上院のみで3分の2以上の多数で再可決されれば、その法案は法律として成立する。
3. 大統領は、連邦議会を解散する権限を持つ一方、連邦議会は、大統領を弾劾することができるが、不信任決議で解任することはできない。
4. 連邦議会の上院議員は、各州から2名ずつ選出され、任期は6年であるが、その3分の1が2年ごとに改選され、上院は、条約批准同意権と官吏任命同意権を有している。
5. 連邦議会の下院議員は、各州の人口に比例して選出され、任期は2年であり、下院の議長は、副大統領が兼ねる。

第2回	アメリカの政治制度					税：平13	正答率	- %
No. 19	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	A

アメリカ合衆国の政治制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 大統領は、各州の選挙人によって選挙され、その選挙人は一般有権者の投票によって選ばれるため、形式的には間接選挙であるが、実質的には一般投票による直接選挙とかわらない。なお、大統領の任期は4年間で、憲法上は三選まで可能である。
2. 大統領の下には、国務長官を始め多くの閣僚がおり、その全体は内閣(Cabinet)と呼ばれているが、閣僚には連帯責任はなく、個々に大統領に対して下僚として責任を負う。閣僚が連邦議会議員を兼ねることはできないが、厳格な三権分立の例外として、内閣の法案提出権が認められている。
3. 連邦議会は、上院と下院とで構成され、いずれも各州を選挙区とし人口に比例した定数が定められている。法案提出権は、両院とも同様に有しているが、下院は条約及び公務員任命の同意権を有している点で上院に優越している。
4. 大統領は、連邦議会を解散する権限を有しないが、連邦議会は、大統領を弾劾する権限を有している。しかし、実際には、連邦議会は、党派的利害に基づく弾劾権の行使は慎んでおり、大統領弾劾のための訴追がなされた例はない。
5. 連邦最高裁判所の判事は大統領が任命する。アメリカ合衆国憲法には、違憲立法審査権に関する明文の規定はないが、多くの政治的対立が憲法解釈をめぐって生じ、最終的に連邦最高裁判所の違憲・合憲の判断により解決されてきた。

第2回	日本と英国の政治					国般：平 22	正答率	64.0%
No. 20	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	B

日本と英国の政治に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 英国においては、19世紀に、議会主権が確立され、上院(貴族院)にも公選制が導入されたために、世襲貴族議員は上院の議席を失った。また、日本においても、第二次世界大戦後に、皇族、華族、勅選議員らによって構成される貴族院が廃止され、公選の第二院(参議院)が設けられた。
2. 第二次世界大戦後の英国は、保守党と労働党だけが議会で議席を有し、両党で政権交代のある二党制の政党システムの代表例であるといわれている。一方、「55年体制」下の日本は、一つの政党(自由民主党)が他を圧倒して単独政権を形成するほど優越している一党優位政党システムであったといわれている。
3. 法案を内閣提出法案と議員提出法案とに区分した場合には、英国においても、日本においても、第二次世界大戦後に成立した全法案の中で内閣提出法案が占める割合は、議員提出法案が占める割合よりも高い傾向にある。
4. 英国においては、すべての大臣が上下院の議員でなければならないが、近年、下院議員が閣内大臣になる例は減っており、半数程度が上院議員の中から任命されることが通例である。一方で、日本においては、国务大臣の過半数が国会議員でなければならないが、半数以上が衆議院議員の中から任命されることが通例である。
5. 英国においては、内閣が、官僚を、政権への奉仕者として、下院の本会議に出席して発言させることが通例である。一方、日本においては、平成11年(1999)に政府委員制度が廃止されたことにより、内閣が、官僚を、国会の審議において発言させることができなくなった。

第2回	議会と立法過程					国般：平 20	正答率	82.0%
No. 21	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	B

議会と立法過程に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 我が国の法案作成過程においては、与党による事前審査が重要な役割を果たしてきた。自由民主党内では、各省庁が作成した法案はいわゆる族議員の活躍の場である政務調査会の部会の審議を経た上で、政務調査会審議会において党としての最終的な決定に付され、ここです承されない法案は国会に提出させないというのが自由民主党結党時からの慣例であった。
2. M. モチヅキは、我が国の国会は二院制や会期制、委員会制、審議ルールをめぐる全会一致の慣行といった要因のためにヴィスコシティ(粘着性)が高く、政府の提出する予算案や法案が野党の抵抗によって成立しないことが少なくないと主張した。実際、第二次世界大戦後の内閣提出法案の成立率は7割程度であり、残りの3割程度は野党によって否決されている。
3. 第二次世界大戦後の我が国の国会は、英国型とアメリカ型の制度を採り入れた混血型の議会という性格を持つといえるが、近年、与野党の論戦を活性化させるために導入された党首討論の制度と、国会議員の政策形成能力を高めて議員立法を活性化させるために導入された政策担当秘書の制度は、いずれもアメリカ議会にモデルを求めたものである。
4. アメリカ合衆国では、大統領は教書を送るなどして自らが望む法律の制定を要請することはできるが、法案を議会へ提出する権限は持たないので、形式的にはすべて議員立法である。また、大統領には議会が可決した法案への拒否権が与えられているが、上下両院は、大統領が拒否した同一の法案について各々3分の2以上の多数で再可決すれば、これを成立させることができる。
5. N. ポルスビーは、議会を「変換型議会」と「アリーナ型議会」に類型化した。前者は、社会の要求を実質的に法律に変換する機能を果たすものであり、後者は、与野党が争点を明確にして自らの政策の優劣を争う討論の場としての機能を果たすものである。委員会や公聴会の制度が発達したアメリカ議会は、アリーナ型議会の典型とされている。

第2回	日本の国会					国般：平 23	正答率	87.7%
No. 22	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	B

日本の国会に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. ポルスビーは、内閣や与党が提出した「法案」を肅々と可決して「法律」に変換するのが主たる任務になっている議会を「変換型」、個々の議員が自らの政策の優劣を競う討論の場となっている議会を「アリーナ型」と呼んだ。日本の国会は英国議会同様「変換型」の典型であるが、近年は米国流の「アリーナ型」を目指す改革が進められている。
2. 国会においては、予算案の議決や内閣総理大臣の指名など、一部に衆議院の優越が認められているものの、法案の議決に関しては、衆参両院の権能は対等である。すなわち、法案は衆議院と参議院双方で過半数の賛成を得て可決されなければ成立しないため、衆議院で可決したものの参議院で否決された法案は、その時点で廃案となる。
3. 国会は、「会期不継続の原則」を採用しており、会期末までに成立しなかった法案は、原則として廃案になるため、野党は、時間稼ぎをすることで反対法案を廃案に追い込むことも可能である。しかし、国会法には委員会の閉会中審査、いわゆる継続審議の規定があるため、会期末までに成立しなかったことのみをもって、法案がただちに廃案になるわけではない。
4. 国会における議案の採決は多数決によるのが原則であるが、議事運営に関しては全会一致ルールが採用されている。例えば、国会の会期日程は、衆参両院の議院運営委員会の議を経て、両院が決定するが、国会法の定めにより、同委員会の決定は全会一致で行われなければならないので、国会の会期を延長する際には、すべての会派の賛成が不可欠となっている。
5. 国会は委員会主義をとっており、本会議で審議される議案は、決議案も含め、事前にいずれかの委員会で可決されたものでなければならない。すべての議案は、先議院たる衆議院の議長に提出された後、いずれかの委員会に付託され、趣旨説明、質疑等を経て採決されることになるが、当該委員会において否決された議案はその時点で廃案となる。

第2回	執政制度と法案提出					国般：平 24	正答率	92.9%
No. 23	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	C

執政制度と法案提出に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 議院内閣制は、議会の多数派が内閣を組織する制度である。議院内閣制においては、内閣は、議会の多数派によっていつでも総辞職に追い込まれる可能性を持つことから、議会との融合を図る必要があり、議院内閣制を採用する英国では、大多数の幹部公務員は政治任用されるとともに、議員との調整を行う役割を担っている。
2. 大統領制は、原則として、国民による直接選挙によって大統領が選出され、大統領によって各省長官が任命される制度である。大統領制においては、議会と大統領が独立して牽制しあうことが基本となっているが、大統領制を採用する米国では、憲法において、各省長官の半数を連邦議会議員が占めることと定められている。
3. 議院内閣制を採用している英国では、内閣提出法案も議員提出法案も認められているが、成立率は内閣提出法案のほうが高い状況にある。議会本会議においても、法案を作成している官僚が前面に立って、答弁を行うことが基本である。
4. 議院内閣制を採用している日本では、憲法において、国会は「唯一の立法機関」と定められていることから、国会による立法以外の実質的意味の立法は、憲法の特別の定めがある場合を除いて許されないという、国会中心立法の原則が採られている。このため、国会において承認の議決を得た場合に限り、内閣は法案を提出することができる。
5. 大統領制を採用している米国では、大統領に議会への法案提出権はなく、法案は全て連邦議会議員が提出することになっている。一方、法案提出権を持たない大統領には、議会に教書を送付して立法を促す勧告権と、議会で可決した法案の成立を拒む拒否権が与えられている。

第2回	議会に関する制度・理論					税：平22	正答率	49.0%
No. 24	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	C

議会に関する制度及び理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. N.W. ポルスビーは議会制を「変換型議会」と「アリーナ型議会」に分類したが、内閣によって形成された政策を法律に変換することが議会の主要な機能となっている英国のような議院内閣制における議会を「変換型議会」の例に挙げた。
2. A. トクヴィルは、白人男子普通選挙が行われていたアメリカ社会を題材として発表した『アメリカの民主主義』において、民主主義という制度には「多数派の専制」をもたらす危険性が内在しており、それを防ぐためには、さまざまな少数意見が公的な場で表現できるといった意見表明の多元性が重要であると論じた。
3. 英国議会は貴族院と庶民院の二院制を採用しており、かつては庶民院が完全に優越する制度であったが、20世紀初頭に、庶民院の暴走を抑制し、慎重な審議を実現させることが求められた。そのため、貴族院は、世襲貴族ではなく、学識や社会への貢献等に基づき任じられた議員(一代貴族)によって構成されとする改革を実施した上で、両院の議決が異なった場合に、両院協議会で合意に至らなかった法案が廃案になるなどの権限強化がなされた。
4. 議会における法案審議の方法には、大別して、「本会議中心主義」と「委員会中心主義」があるが、少人数の委員により実質的な法案審議を行う「委員会中心主義」では、密室型の歩み寄りに基づく議会運営が行われやすくなり、議会に対する国民の信頼が失われるとして、「本会議中心主義」を採用している英国においては、極めて専門的な分野を審議するための特別委員会(Select Committee)を設置することしか認められていない。
5. 連邦国家であるアメリカ合衆国の議会においては、各州2名の議員を選出することによって州を代表する上院と、人口に比例して議席数が配分される下院で構成されており、それぞれが代表するものが異なるため、両院間には原則として優劣はなく、例外として、予算関連法案の議決と条約批准に関する下院の優越が認められているだけである。

正答番号一覧（政治学 第2回）

問題 No.	正答番号
No. 14	2
No. 15	2
No. 16	2
No. 17	3
No. 18	4
No. 19	5
No. 20	3
No. 21	4
No. 22	3
No. 23	5
No. 24	2

※実際のV問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。